

平成29年度 第15回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成30年 3月29日 (木) 10時00分 ～ 11時00分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	奥委員 (会長)、葉山委員 (副会長)、岡部委員、押田委員、木下委員、五嶋委員、田中稲子委員、田中伸治委員、津谷委員、中村委員、堀江委員、水野委員、横田委員
欠席委員	菊本委員、所委員
開催形態	公開 (傍聴者 4人)
議 題	1 (仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価準備書について
決定事項	平成29年度第14回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <p>1 平成29年度第14回横浜市環境影響評価審査会会議録確定 特に意見なし</p> <p>2 議題</p> <p>(1) (仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価準備書について</p> <p>ア 準備書意見見解書の縦覧結果と意見陳述の申出がなかったことについて事務局が報告した。</p> <p>イ 指摘事項等一覧について事務局が説明した。</p> <p>ウ 質問</p> <p>【五嶋委員】 指摘事項等一覧P 3最下段にある「都市美対策審議会」の位置づけを教えてください。当審査会と同じ横浜市の審議会でしょうか。</p> <p>【事 務 局】 横浜市の附属機関で、都市整備局に事務局を置いています。この審議会では、都市景観に関する審議を行っています。</p> <p>【水野委員】 台場遺構について準備書2-6をみると、台場保全広場や公園、神奈川台場跡（東高島駅の南東側）があり、現在も使われていると思います。お尋ねしたいのは、事業者は遺構について「ランドスケープを検討していく。」としていますが、現状維持するのか、別の手段がありうるのか、具体的にどう保存していくのかイメージが湧きません。</p> <p>【事 務 局】 事業者のこれまでの説明では、台場公園に隣接して石垣が露出している部分については、神奈川台場公園に隣接する公園と広場整備の中で保存していき、地下埋設部分については、準備書6-12-6に記載があるように台場遺構を外してC地区棟を建設する、という方針だったと思います。つまり現状を保存するということです。</p> <p>【水野委員】 例えば東高島駅の下にも遺構があるようですが、こういったところは壊されておらずそのまま地下に埋まっているのですか。</p> <p>【事 務 局】 そのように聞いています。</p> <p>【水野委員】 将来的には全体の形が判明するということによいですか。</p> <p>【事 務 局】 事業を行う際に詳細の調査を行い、本当にこの位置に地下埋設部分が存在しているかを確認し、教育委員会と協議しながら遺構を避ける配置を検討していくと聞いています。</p> <p>【水野委員】 保存は大変だと思いますが、遺構の存在に意義を感じている方もいらっしゃるようなので、地域の方々としっかり相談しながら進めてください。</p>	

- 【奥会長】 詳細については教育委員会と協議をしながら進め、教育委員会の指導のもとに対応していくということですね。
- 【事務局】 はい。  
エ 検討事項一覧について事務局が説明した。  
オ 質疑
- 【木下委員】 文化財等について、東高島駅北地区全体で検討する旨の内容がありますが、ランドスケープと検討する範囲、保護の背景についてどこまでを考えるべきなのか教えてください。
- 【事務局】 本アセスはC地区の高層建築物の建設事業であり、高層建築物による影響と当該事業者がなし得ることが対象となります。但し、本事業は東高島駅北地区の中でも重要な要素であり、当該地区と一体的に整備するため、事業者ができる範囲で関連事業者に働きかけていくということです。
- 【奥会長】 東高島駅北地区内ではC地区棟のほかにも、埋立てや土地区画整理事業など複数の事業が行われるということで、全体で一体的に保全していくという表現になっているのだと思います。木下委員、よろしいですか。
- 【木下委員】 アセス対象はC地区棟だけかもしれませんが、検討内容を関連事業者にも積極的に働きかけて地区全体で検討していく、という視点が重要だと思います。
- 【奥会長】 答申案作成の際に表現を工夫してください。
- 【五嶋委員】 検討事項一覧P1の2段目の「防災面の観点（平常時、災害時）について」と「夏場の日射に対する快適性など、人の過ごさせ方への配慮について」は、何を意図しているのかが漠然としていてわかりづらいので、表現を工夫すべきと思います。
- 【事務局】 こちらは葉山副会長と横田委員の御指摘を示したのですが、事務局としましても、御指摘の趣旨を確認させてください。
- 【奥会長】 検討事項一覧は指摘事項等一覧からピックアップして作成しているものと思いますが、五嶋委員、御指摘の2項目について趣旨は問題ないでしょうか。
- 【五嶋委員】 はい。しかし他項目と比べると意図がわからない文章の書き方だと思います。
- 【奥会長】 もし、補足が必要であれば、指摘して頂いた委員から補足して頂きたいと思います。葉山副会長と横田委員、いかがでしょうか。
- 【葉山副会長】 指摘事項等一覧の中に人の過ごさせ方の具体例が出ていますが、これから計画を進めていく中で複数の案が出てくるとと思いますので、あえて限定せず、曖昧にはなるかもしれませんが表現を幅広くしておいた方がよいと思います。
- 【横田委員】 私も同感です。緑地については様々な評価項目に係る指摘もありますが、事業者が項目選定しておらず、事業地の中で緑地を整備することにより広域的に便益があるものを中心に挙げられていると思います。事業計画として緑地にきちんと配慮していく、広く要件を要望していく、ということによいと思います。
- 【五嶋委員】 例えば、「防災面の観点についても配慮すること。」という文章にすれ

ばよいと思いますので、御検討ください。

【奥会長】 横田委員の先ほどの御指摘は、箇条書きでなく、まとめた表現の方が良いというご指摘ですか。

【横田委員】 具体的な配慮の視点として、項目を挙げておいたほうがわかりやすいと思いますので、これで結構です。

【事務局】 横田委員に御確認したいのですが、御意見があった防災に関しては、デッキ上の安全性の議論の中で御指摘を頂いたものです。デッキ上の緑地となると内容が制限されますが、御指摘は、デッキ上の安全面に限ったことでしょうか、それとも地区全体として、でしょうか。

【横田委員】 最初に着目したのは、デッキ上の歩行者の避難経路等を含めた観点からでしたが、地区内の緑地が一時避難場所等に使えることも想定されるため、デッキに限らず、地区内全体での検討をすべきと思います。

【葉山副会長】 指摘事項等一覧P2の1段目の子供の暮らしへの配慮を、検討事項一覧に含めなかった理由について教えてください。

【事務局】 環境影響評価の趣旨にそぐわないと判断しました。ただ事業者は「この視点を踏まえ検討する。」と回答をしているため、今後、当課としては事業者指導により対応しようと考えています。

【葉山副会長】 答申として明文化する必要はないということでしょうか。

【事務局】 まちづくりという観点では非常に重要ですが、「対象事業が周辺に及ぼす環境影響」という環境影響評価の観点から見た際には、少し外れると考えました。

【押田委員】 緑地の防災面について、指摘事項等一覧P2の2段目を見る限り、通常の安全対策である落下物防止策が防災面の対応とされている印象を持ちました。防災というのはこの場合、例えば震災時のガラスの飛散防止などを意味すると思います。「安全面・防災面の観点」とすると分かりやすいと思いますので、検討をお願いします。

【奥会長】 評価項目「地域社会（歩行者の安全）」の中で整理されるのが良いと思います。

【五嶋委員】 先ほど事務局から葉山委員に対して回答があった環境影響評価の趣旨に関して、ある事業が周辺に及ぼす環境影響を審議するのはわかりませんが、そこに住む方々（今回の場合C地区棟に住む方々）に対する影響を議論する場は別にあるのでしょうか。

【事務局】 他の法令制度での対応になると考えます。環境影響評価での議論の対象ではないと考えています。

【奥会長】 方法書審議の中で、東高島駅北地区内の事業場からの騒音等による影響が及ぶ可能性もあるため、入居者への生活環境にも配慮した上で、C地区棟建物配置を検討するよう求めたことはあります。これは生活環境ということで環境影響評価の範疇であると判断をしましたが、子供の成育環境となると、より広い意味の環境であり、環境影響評価の範疇からははずれてしまうということだと思います。環境影響評価項目が限定されているように、環境影響評価制度はそこまで広くみることはできず、答申に盛り込む内容ではないという判断をされたと思います。

【五嶋委員】 子供の成育環境については騒音などと違い、どう定量的に評価するかが難しいものではないかと思っております。

【田中伸治委員】	地域社会についてですが、過去の審査会で、対象地域から南西方向の細街路について事業者は検討しているが、北西方向は検討していなかったことから、北西方向も検討するよう指摘したという経緯があります。本日の検討事項一覧では北西方向へ抜ける車に関する指摘のみとなっていることから、答申には「南西方向」と「E地区と公園1の間の道路」を文章に加えていただくようお願いします。
【事務局】	承知しました。
【木下委員】	風害について、「仮に幅の確保ができない場合は」と記載されているということは、幅が確保できず樹木だけでは対応できなくなることが想定されるということでしょうか。
【事務局】	高層建築物で対策を行う必要がありますが、具体的な建築計画はこれからです。今後、建築局との協議が行われる中で、出来ることと出来ないことがあると思いますので、防風のための植栽や付帯設備で対応していくということです。事業者もそのように考えているため、検討事項一覧ではこのような記載にしています。
【木下委員】	そうであれば、もう少し広い検討がされるような文章表現にした方がよいと思います。
【奥会長】	このことを御指摘された、葉山副会長はいかがでしょうか。
【葉山副会長】	事例として、防風植栽が過酷な環境の中でかろうじて生きている状態のものが多く見受けられるため、全て植物任せにしないで工夫して頂きたい、という意図で発言しました。
【事務局】	準備書意見見解書P2-15の事業者の見解に「防風対策につきましては、樹木のほか、庇やスクリーンなどについても併用する予定であり」と記載されていますので、「これらをはじめ対策を広く検討すること。」という旨の文章を追加する、ということではいかがでしょうか。
【奥会長】	葉山副会長、木下委員、いかがですか。
【葉山副会長】	(了承の様子)
【木下委員】	
【津谷委員】	指摘事項等一覧から検討事項一覧を作成する際に、質疑が完結をしたものについては掲載していないように見受けられます。非掲載の項目で一つ気になるものがありまして、廃棄物・建設発生土の質疑は事業者が「検討中」と回答し終了していますので、この項目も記載してはいかがでしょうか。
【事務局】	廃棄物・建設発生土に関して、工事中の対応はC地区棟事業者の範疇ですが、供用時になると、廃棄物等の取扱いを入居者に重要事項等で説明し、お願いする、ということになります。このような文言でなら記載することは可能です。
【奥会長】	廃棄物・建設発生土は工事中・供用時ともに選定され、通常のアセスで求められるような予測評価はされていると思います。準備書の内容以上のことを求める必要があるかどうかポイントだと思います。
【津谷委員】	御指摘された委員が必要ないとおっしゃるのであれば構いません。
【奥会長】	事務局から、御指摘をされた所委員に、更なる指摘が必要かどうかを確認してください。
【事務局】	承知しました。

**【奥会長】** 他に御意見等がなければ、本日の質疑を踏まえ事務局に答申案を作成していただき、次回は答申案について審議したいと思います。

- 資料
- ・平成29年度第14回（平成30年3月16日）審査会の会議録【案】
  - ・（仮称）東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
  - ・（仮称）東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価準備書に関する検討事項一覧 事務局資料